

令和2年度原子力規制委員会 臨時会議

第34回会議議事要旨

令和2年10月21日（水）

原子力規制委員会

令和2年度 原子力規制委員会臨時会議 第34回会議

令和2年10月21日

16:30～17:00

原子力規制委員会庁舎内

議事次第

議題： 東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可の審査書に関する意見募集結果の取りまとめに係る審査請求に対する決定について

出席者 原子力規制委員会

更田委員長、田中委員、山中委員、伴委員、石渡委員

原子力規制庁

荻野長官、片山次長、櫻田原子力規制技監、市村原子力規制部長、
山形緊急事態対策監、児嶋総務課長、
布村参事官、田口安全規制管理官（実用炉審査担当）、
正岡管理官補佐 他

- 冒頭、更田委員長から、今回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び当不当について審理するという審査請求手続の性質に鑑み、原子力規制委員会議事運営要領第7条の規定に基づき非公開で開催することを確認し、出席した全委員が了解した。
- 審理官である布村参事官から、資料1及び資料2に基づき、東北電力株式会社女川原子力発電所の設置変更許可の審査書に関する意見募集結果の取りまとめに係る審査請求（以下「女川原子力発電所意見募集結果審査請求」という。）（事案1及び事案2）について、説明を行った。
- 女川原子力発電所意見募集結果審査請求（事案1及び事案2）につき、原子力規制委員会は、不適法であることを確認した。
- 原子力規制委員会は、女川原子力発電所意見募集結果審査請求（事案1及び事案2）につき、裁決書案のとおり決定した。
- なお、上記の説明に関連して、原子力規制庁から、設置許可基準規則解釈第12条第3項第1号の表（BWRの高圧注水系に対する規制要求に関するもの）の表現には誤解を生じる恐れがあり、また、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド3.2.3の震源特性パラメータの設定の記載についても同様の問題があることから、現在進行中の「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善」の作業において早期に取り組む必要があるとの説明があり、了解された。

文責：原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門